

令和 8 年 監 査 公 表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査（社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 8 年 3 月 10 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 松 田 美 由 紀

財政援助団体等監査（社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会）の結果

1 監査の概要

大野城市監査基準（令和2年監委基準第1号）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施期間

令和7年12月15日から令和8年3月10日まで

(2) 監査対象補助金

大野城市社会福祉協議会補助金（令和6年度・令和7年度）

大野城市総合福祉センター改修工事費補助金（令和7年度）

(3) 調査事項

ア 団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況等について

イ 補助金に係る事務手続き及び会計経理について

ウ 補助対象事業の実績及び実施状況について

(4) 監査の着眼点

監査対象補助金に係る出納その他の事務が、当該補助金の目的に沿って適正に執行されているかに意を用いて実施した。

(5) 監査の方法

予備監査として、社会福祉協議会及び所管課（大野城市すこやか福祉部福祉サービス課）から提出された関係書類の確認を行うとともに、必要に応じて両者へ質疑等を行った。

また、本監査として、令和8年2月12日に監査委員室において、両者から調査事項について説明を受け、質疑等を行った。

2 監査の結果

監査対象補助金に係る出納その他の事務は、当該補助金の目的に沿っておおむね適正に執行されていることが認められた。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や、改善を求めた事項については、今後、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

また、市の補助金の執行に当たっては、その財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。

3 むすび

社会福祉協議会は、少子高齢化が急速に進展する現代社会において、地域福祉の重要な担い手となる公益性の高い団体であり、市民の暮らしを守る役割を果たしている。

市民一人ひとりが支え合い、自分らしく生活できる「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉協議会が培ってきた専門的知識と経験をいかした支援が今後益々求められるものとする。引き続き、地域住民や関係団体、行政と連携を強化し、多様な福祉ニーズに対応するきめ細やかな支援を通じて、地域福祉の推進における中核的な役割と機能を更に発揮されることを期待する。